

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月十一日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育弘

奈良県教育委員会規則第八号

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一奈良県立奈良高等学校の項中「奈良市法蓮町八三六」を「奈良市朱雀二丁目一一」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。